

茅ヶ崎市立浜之郷小学校
いじめ防止基本方針



令和4年4月

目次

はじめに

I	基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめに対する基本的な姿勢	3
II	いじめの防止等を推進する体制及び基本的な取組	5
1	いじめ防止等を推進する体制	5
2	いじめの未然防止	5
3	いじめの早期発見	6
4	いじめへの早期対応	6
5	いじめの解消	6
6	家庭との連携	7
7	地域との連携	7
8	関係機関等との連携	7
9	組織的対応の強化	7
III	いじめ事案発生時の対応	8
1	事案把握時の初動	8
2	いじめ事案の調査	8
3	保護者への報告と対応	8
4	記録	8
IV	重大事態への対処	9
1	いじめの重大事態	9
2	重大事態発生の報告	9
3	重大事態の調査	9
4	保護者への情報提供	9
5	調査結果の報告	9
6	調査結果の公表	10
V	(資料1) 記録用紙様式	11
VI	(資料2) いじめ事案発生時の対応の流れ	12

はじめに

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、それぞれの学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることが示されました（第13条）。そのため、本校においても、「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」を参酌し、平成26年4月に「浜之郷小学校いじめ防止基本方針」（以下、本基本方針と言います）を定め、いじめ防止のための基本的な考え方はもとより、未然防止から対応に至る一連の取組等についても具体を示し、いじめ防止に向けた教職員等の共通理解を図るための指針としてきました。

法の施行から6年半が経過した際には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」「神奈川県いじめ防止基本方針」、「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」が改定されたことから、それらの内容を反映させ、より一層、本校のいじめ防止のための取組に資するため、本基本方針を改定しました。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめは、いじめ防止対策推進法第2条に示されているとおり、「いじめを受けた子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上で行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」を言います。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、いわゆる社会通念上のいじめの概念に引きずられ、限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本的な姿勢

(1) いじめは絶対に許されない行為である

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しています。

私たち教職員は、いじめは、どの学級のどの子どもにも起こり得るものであること、いじめは、どのような理由があろうとも、決して許されない行為であることを肝に命じ、家庭・地域及び関係機関と連携を図り、次のような認識で対応してまいります。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものである。
- いじめは、「いじめを受けた子ども」や「いじめを行った子ども」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の子どもも含めた学級の所属集団の構造上の問題でもある。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

(2) いじめを認知したら

私たち教職員は、普段から教育活動全体を通して「いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）」土壌を築くことを心掛けると同時に、いじめを認知した際には、「いじめはどの学級のどの子どもにも起こり得る」という認識の下、発生した事案に対して適時適切な指導・支援を図るとともに、その事案から子どもたちに学ばせたいことを明確にしなが

Ⅱ いじめの防止等を推進する体制及び基本的な取組

1 いじめの防止等を推進する体制

- いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を推進するとともに、発生したいじめ事案に的確に対応するため、「いじめ対策委員会」を設置し、毎月開催します。本委員会は、いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、事案を適切に解決する相談・通報の窓口ともなります。

(定例開催時の構成員)

校長、教頭、児童指導担当教員、教育相談担当教員、各学年主任

(臨時開催時の構成員)

定例開催時の構成員に加え、必要に応じて、関係教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市弁護士資格職員等を校長が任命。

※初動時には、状況に応じて、即時招集できるメンバーで開催

(活動内容)

- * 本基本方針の策定や見直し、及び年間計画、取組内容の検討・実行・検証
- * いじめ事案への対応（相談・通報への対応、対応方針の検討、対応、記録、報告）
- * いじめ防止に係る実践的な教職員研修等の実施

2 いじめの未然防止

- 比較的軽微ないじめについては、年度内において、いじめられる側あるいはいじめる側として、立場を変えながら、ほとんどすべての子どもたちが関わっていることが分かっています。そのため、「2 いじめに対する基本的な姿勢」でお示したとおり、いじめは、どの学級のどの子どもにも起こり得るものであるとの認識に立ち、組織として未然防止の取組に努めることが大切であると考えます。
- 特に、配慮が必要な子ども（障がいのある子ども、外国につながる子ども、性的マイノリティとされる子ども、近親にウイルス等の感染の疑いのある者がいる子ども等）に対するいじめについては、いじめを受けた子どもへの支援を適切に行うとともに、保護者との連携や周囲の子どもへの必要な指導を組織的に行うようにします。
- 未然防止の基本は、すべての子どもたちが安全・安心な環境の下、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始めなければなりません。その中で、支えあい、聴きあい、学びあえる人間関係や学校風土をつくり出していくことが、未然防止の第一歩であると考えます。
- 具体的には、子どもたちに適正な資質・能力を育むために、次のような取組に努めます。
 - * 職員の共通理解に基づく、規範意識の醸成
 - * 子どもたちの言動の模範となる教職員の、丁寧かつ誠実な関わり
 - * 子どもたちが抱えている問題（学業・家庭環境・人間関係等）に起因するストレス等の要因の改善を図るための心理・福祉的観点からの支援

- *日々の授業研究や定例授業研究会の充実による、学ぶ意欲、学びの実感の醸成
- *ペア学習やグループ学習等、学習方法の充実による、他者と関わる能力の育成
- *情報社会の一員としての自覚を持ち、適切に行動する態度を身につけるための、情報モラル教育の推進

3 いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、教職員は子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さないよう、日頃から子どもたちの言動を細やかに観察します。
- けんかやふざけ合いであっても、子どもの受け止め方に着目し、いじめに該当するか否かの判断を行います。
- 学校生活アンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設け、学期に1回以上実施します。
- 子どもたちが困ったときにいつでも相談しやすい仕組みや雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応します。
- 交換授業等を実施するなどして、複数の目で子どもたちの状況を把握するよう努めます。

4 いじめへの早期対応

- 本人や関係者等からいじめの通報があった際、あるいは、教職員がいじめを発見した際は、本基本方針8ページからの「Ⅲ いじめ事案発生時の対応」に沿って、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を行います。
- いじめ、あるいはいじめの疑いのある事案が発生した際は、状況に応じたチームを編成し、迅速に対応します。
- 軽微な事案であっても、いじめの起きた学級の担任等が一人で抱え込むことがないように、組織全体で情報を共有し、きめ細かな対応に努めます。
- いじめの事実が確認された際は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識の下、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するとともに、特にいじめを受けた子どものケアを行います。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネット上で行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に迅速な対応を行います。

5 いじめの解消

- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立って「いじめ」という言葉を使わず指導する場合についても、組織として対応を行います。また、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、

落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

- いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消したと判断することはできません。いじめを行った児童に対して指導を実施した後、いじめの再発が認められない状態が概ね3か月継続していることについて、いじめを受けた児童、及びいじめを行った児童を日常的に注意深く観察して判断することが必要です。

6 家庭との連携

- 子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むために、家庭にも協力を求め、連携を図ります。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども双方の保護者を支援し、家庭との連携の下、問題をよりよく解決できるよう努めます。
- いじめを行った子どもに対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、必要に応じて心理・福祉的観点からの支援を行います。

7 地域との連携

- いじめの防止等の取組を推進するためには、地域全体で子どもたちを見守っていただく体制の構築が必要です。そのため、日頃から、推進協や民生委員児童委員、地域住民の方々との情報交換を行ったりするなどの連携に努めます。
- 学校評議員会において、いじめに係る状況等について情報提供を行い、いじめ防止等のための取組の充実に係る連携・協働に向けた協議を行います。

8 関係機関等との連携

- 教育相談にあたっては、校内の教育相談員やスクールカウンセラーに加え、市青少年教育相談室や県教育相談センターなどとの連携を図ります。
- いじめられた子ども、及びいじめた子どもが立ち直っていくために必要と認めた際には、医療や福祉の専門機関、地域の青少年育成団体、家庭児童相談室や児童相談所、警察などの関係機関等との連携を図ります。

9 組織的対応の強化

- 本基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置付け、組織的対応の充実・強化を図ります。
- いじめ防止に係る実践的な教職員研修等を実施します。

Ⅲ いじめ事案発生時の対応

※具体的な対応の流れについては、末尾のフローを参照

1 事案把握時の初動

- いじめの疑いのある事案を把握した場合は、いじめ対策委員会で対応します。いじめの疑いのある事案を把握した場合とは、具体的には次のとおりです。
 - *教職員が、「法律上のいじめではないか」と感じたとき
 - *本人や関係者等からいじめの通報、連絡があったとき
- いじめであるかの判断が難しい場合であっても、いじめの疑いがあるとして対応を開始します。

2 いじめ事案の調査

- いじめ対策委員会は、事案の把握後、即時対応できるメンバーを選定して、可能な限り迅速に初動にあたります。
- 事案への対応については、複数で議論する場を設け、公正・中立な調査に努めるとともに、聞き取り対象者ごとに担当を割り振るなど、慎重に組織立った対応を行います。
- 調査にあたっては、事案の通報者（いじめの被害を訴えた本人を含む）を、いじめた子どもの報復等から守ることを最優先とした上で、再発防止に向けて、丁寧な対応を行います。

3 保護者への報告と対応

- 調査の経過や結果については、事案ごとの状況に応じて、ある程度まとまった時点で、双方の保護者に情報提供を行います。事例によっては電話のみの連絡とする場合もありますが、子どもたちの言い分に食い違い等がある場合は、学校に来校していただき、情報提供を行います。
- 報告内容は、その時点で把握できている事実やその後の対応の方針とし、双方の保護者が納得しない状態での保護者同士の話し合いの場は、設定しません。

4 記録

- 調査にあたっては、児童指導対応記録シートに記入し、情報を共有しながら、組織として対応します。
- 学校生活アンケートや、児童指導対応記録シートについては、卒業後5年間保存します。

IV 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

- いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。
- 重大事態であるかは、次の考え方により判断します。
 - * いじめを受けた子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
 - 自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
 - * いじめを受けた子どもが、そのため相当の期間（年間30日を目安）、欠席を余儀なくされている疑いがある場合

2 重大事態発生の報告

- 重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告します。

3 重大事態の調査

- 重大事態が発生した場合は、市教育委員会と調査主体をどちらに置くかの協議を行い、学校が主体となって調査を行う場合は、いじめ対策委員会の臨時開催時の構成員（「Ⅱ いじめの防止等を推進する体制及び基本的な取組 1」を参照）を調査組織の基本メンバーとして、調査を行います。
- 各調査については、調査組織が、いじめを受けた子どもの保護者や各関係者の意見を聞きながら方法を決定し、実施します。

4 保護者への情報提供

- いじめの重大事態に関する調査の経過・結果については、ある程度まとまった時点で、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、情報提供を行います。また、特段の事情がない限り、いじめを行ったとされる子ども及びその保護者にも同様の情報を提供します。

5 調査結果の報告

- 調査結果は、市教育委員会を通して、市長に報告します。その際、いじめを受けた子ども及びその保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができることを、予めいじめを受けた子ども及びその保護者に伝えます。

- また、市教育委員会及び市長への報告の際は、調査結果、所見とは別に、調査結果を踏まえた今後の学校の対応方針についても併せて報告します。

6 調査結果の公表

- 調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた子ども及びその保護者の意向、公表した場合の子どもたちへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。
- 公表を行う場合は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

V (資料1) 記録用紙書式

児童指導対応記録シート

記入者氏名 _____

記入日 _____ 月 _____ 日

1、発見のきっかけ _____ 月 _____ 日

--

2、実際の内容 _____ 月 _____ 日

○かかわった児童

いじめられた側

いじめた側

学年	性別	名前

学年	名前

○いじめの内容 ※あてはまるものに○を記入、複数回答可

からかい・ 悪口・脅し	仲間外れ・ 無視	暴力	金品・物	行動の強 要	ネットな どの中傷	その他

簡潔な内容 (いつ、どこで、だれが、何を など)

月日	内容
月 日	

○児童は誰かに相談を した ・ していない

した場合…相談した人

3、対応状況

○いじめられた児童への特別な対応

カウンセラーのカウンセリング	
別室提供・職員の付き添いなど	
緊急避難として欠席	
家庭訪問	
学級替え	
委員会と連携	
他関係機関と連携	

○いじめた児童への対応

校長・教頭による指導	
保護者への報告	
児童や保護者への謝罪を促す	
他相談員のカウンセリング	
その他	

対応の内容・経過 ※簡潔に記入

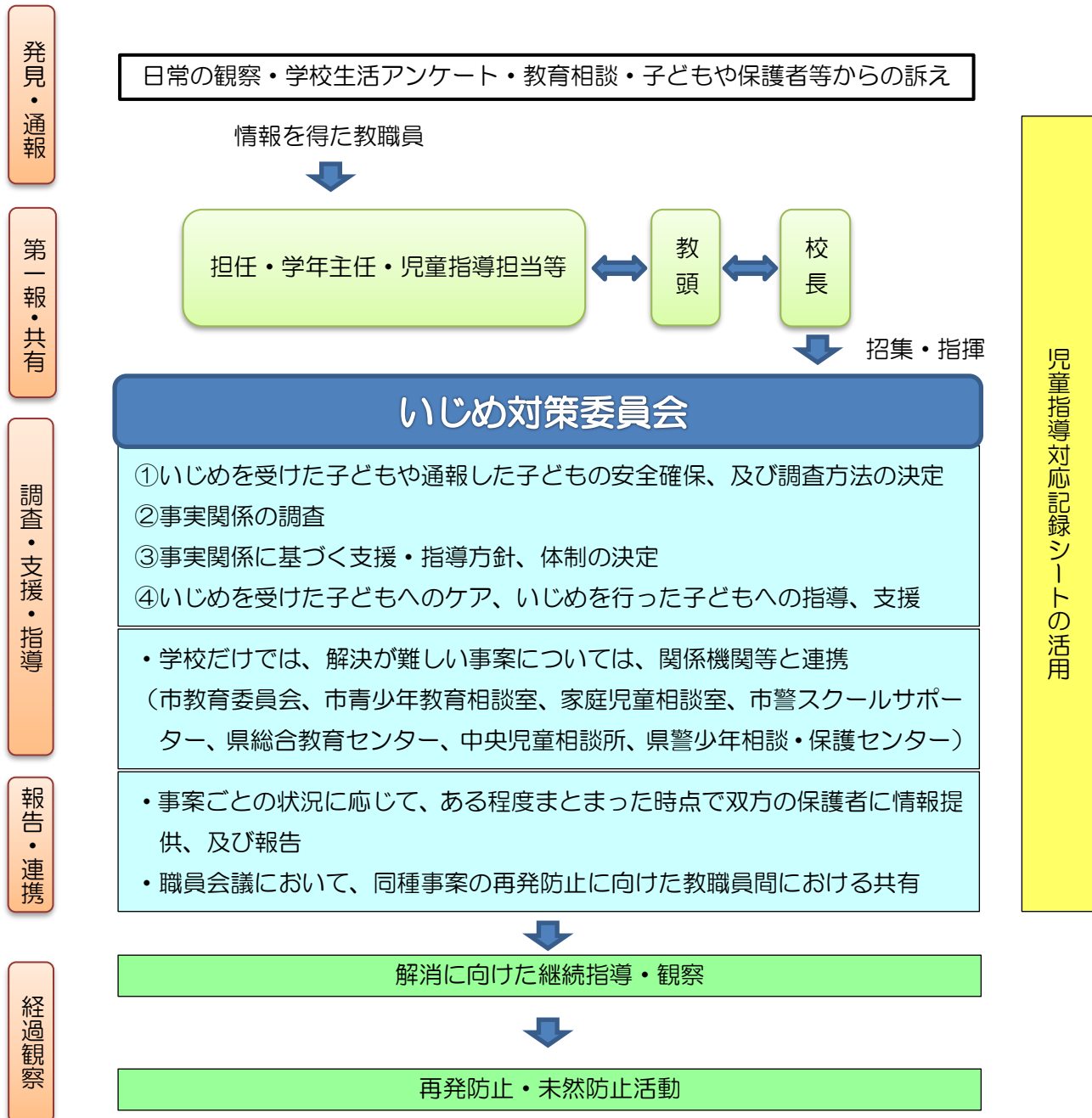
日時	内容

解消済み	継続支援中	改善が見られない	他校への転校など

※解消している状態 参考：神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続している。
- ②被害児童本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できている。

VI (資料2) いじめ事案発生時の対応の流れ



※いじめの情報を得た場合は、速やかにいじめの有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を行う必要があります。そのため、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。

※子どもたちの安全・安心を保証するため、いじめの対応については、組織として、慎重に行います。

※事案ごとの状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。